

環境うえだ

回覧

平成24年 2月16日号
市民生活部 生活環境課
廃棄物対策課

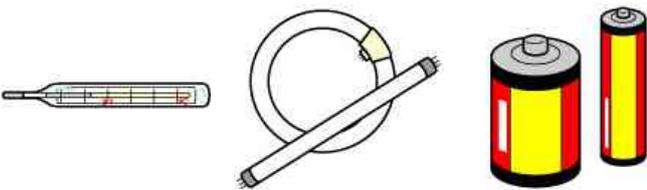
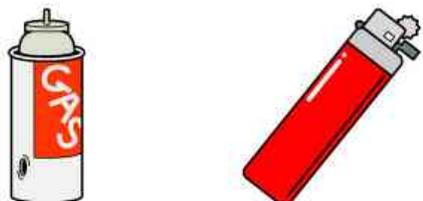
車両火災事故が増えています... 正しい分別をお願いします

平成23年12月28日、上田市内でごみ収集車両の荷台から出火し、消防車が出動して消火に当たる車両火災がありました。

これは、スプレー缶やカセットボンベ、ライター、電池等が「燃やせないごみ」の中に混入されていたことが原因です。また、このほかにも収集車両の火災事故が市内で多発しています。

[廃棄物対策課 22-0666]

事故を防ぐためにも正しい分別、排出をお願いいたします。

有害ごみ	危険ごみ
 <p>水銀体温計、寒暖計、蛍光管、球形蛍光管、乾電池 ・割れた蛍光管は、「燃やせないごみ」として出してください ・リサイクルマークのある電池はできるだけ販売店のリサイクルボックスへお願いします</p>	 <p>スプレー缶・カセットボンベ、ライター ・スプレー缶・カセットボンベは使い切って穴を開けてください ・ライターは必ず使い切ってから出してください</p>

「燃やせないごみ」の事業者の排出は、法令違反です！

事業者は、自らの責任において廃棄物を適切に処理しなければならないと法令で定められており、事業に伴って排出される廃棄物は、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。

事業者が排出する「燃やせないごみ」は、下の表のとおり産業廃棄物に該当します。

したがって、事業者が「事業系一般廃棄物」として排出できるものは、指定業種を除く「燃やせるごみ」に限られます。

産業廃棄物の種類			
指定業種の無いもの(全ての事業者)		指定業種の有るもの ¹	
・燃え殻	・金属くず	・紙くず	建設業、紙加工品製造業、他
・汚泥	・ガラスくず及び陶磁器くず	・木くず	建設業、木製品の製造業、他
・廃油		・繊維くず	建設業、繊維工業
・廃酸	・鋳さい	・動植物性残渣	食料品製造業、他
・廃アルカリ	・廃プラスチック類	・動物のふん尿、死体	畜産農業
・ゴムくず	・がれき類	・ばいじん	(集じん施設によって集められたもの)
		・動物系固形不要物	と畜場等
		・処理物	(廃棄物を処理するために処分したもの)

1: 主な業種を掲載していますので、詳細についてはお問合せください。

注: ペットボトルや「プラ」マーク付プラスチックも廃プラスチック類に分類され、産業廃棄物です。

「事業系一般廃棄物」のうち、指定袋を使用してごみ集積所に排出することが出来るのは、自治会の承認を得て市から許可を受けた事業者のみです。許可を得ないと廃棄物の不法投棄とみなされます。

ごみ集積所に無許可で「燃やせるごみ」や「不燃ごみ(産業廃棄物)」、また、自治会資源物回収所に「危険・有害ごみ」を排出している事業者を発見した場合は、廃棄物対策課もしくは各地域自治センター市民生活課までご連絡をお願いいたします。
(裏面も御覧ください)

ホームタンクからの油漏れにご注意！！

冬季は暖房器具の使用に伴い、油漏れ事故が多く発生します。灯油が河川などに流出すると、水道水源の汚染や魚類・農作物に被害を与える恐れがあります。また、河川に流出しなくても、火災や土壌・地下水汚染の原因となります。油漏れ事故のほとんどが不注意によるものですので、ホームタンクを持つ家庭では、次のことに十分注意し、事故を防ぎましょう。



- ⚠️ ホームタンクからの灯油の小分け作業中は、絶対にその場を離れないようにしましょう。
- ⚠️ 給油後はバルブがきちんと閉まっているか必ず確認しましょう。
- ⚠️ バルブや配管、タンク本体に腐食や亀裂がないか、又、タンク内の灯油の残量が異常に減っていないか、定期的に確認しましょう。

* 万が一、油漏れ事故を起こしてしまった場合は、お近くの消防署、市役所生活環境課又は各地域自治センター市民生活課へご連絡ください。

ポイ捨てをなくし、美しいまちに！

捨てた ごみ、誰が片付けるのでしょうか？

道路や駅前広場、公園、緑地、その他公共の場所へ空き缶、ペットボトル、たばこの吸殻、チューインガムのかみかす、紙くず等のポイ捨ては禁止されています。自分で出したごみは責任を持って片付けましょう。

たばこの吸殻のポイ捨てが、いまだにありません。吸殻を入れる容器を携帯しましょう。

道路への、空き缶やペットボトルなどのポイ捨てが多く見受けられます。資源物として回収所へ出しましょう。



ポイ捨てには市の条例により、指導及び勧告・措置命令があり、違反した場合には罰則があります。

マイバッグ生活を始めましょう！

マイバッグを使う方が増えています

上田市レジ袋削減推進連絡会(事務局:生活環境課)では、店舗でのマイバッグ持参率調査、啓発活動などを通じて、レジ袋使用の削減にむけた活動をしています。

レジ袋は1人1年間に300枚も消費されると言われています。限りある資源の節約や、家庭で不要となるレジ袋がなくなるよう、お買い物の際はマイバッグなどを持参しましょう。

マイバッグの持参は、一人ひとりが実行できる最も身近な環境保全活動のひとつです。



上田市役所(本庁)	生活環境課	23-5120
丸子地域自治センター	市民生活課	42-1054
真田地域自治センター	市民生活課	72-0154
武石地域自治センター	市民生活課	85-2827